

石川県公報

令和3年10月21日（木曜日）

号 外

（第 68 号）

目 次

告 示	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 3
-----	---	---------------------------------------

告 示

石川県告示第397号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和3年10月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「白鯨」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Acme of Babylon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「OPTIMA FORTISSIMO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「OVER ZONE EXTREME」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「LOCO Motion winey」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「INFINITAS ORIGINAL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「EMERALD NUDE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Dandyism」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Time Genome」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「FUSION IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「SOUTHERN BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Pussy in Heat」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Hercules Zero」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Asura Gold Label」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Pure Floral The Final」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ORGASMs Jaeger」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Trance Time RX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「CRAZY HOPPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「HYPER COOLISH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「No.420」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「FLOWER LIPPER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Grand Core Zone」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「NITRO BOOSTER Bandit」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Diffusion Brast Neo」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Heat Passion」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真を付して「Love ice Classic」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Astro Hazy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「FREAKY LV14」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Spice Combo」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Loveshore Surf 3」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「Jackknife Voltage」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「ENMA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「alice」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「Neo Stlassh」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「Fairy Magic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「freedom junk mood」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (37) 次の写真を付して「SENZU」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形物のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「Deep Emerald Again」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「God's Realm」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「Diamante GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「Cum Again」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「馬濤」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (43) 次の写真を付して「香玉 Smart SEX BOM」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形物のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「Intelligent Hi」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXIST TOXIN」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「濃媚ゴメオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「極エクスタシー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「SPEED MAX II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX MIRAGE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「悶絶エルシオン」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「けつまん慌惚」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「Crazy Upper」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「マゾ狂乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「ところてん LONG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「Trance Drop」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「Power X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「GODLDRUSH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「GOLD KINGS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「HOT GUN2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「Cyber Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「淫トロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「メスイキG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (63) 次の写真に示すとおり、被包に「ぶりケツ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和3年10月22日

石川県告示第398号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和3年10月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1 - [1 - (ベンゾ [b] チオフェン - 2 - イル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類
- (2) N, N - ジエチル - 2 - {2 - [(4 - メトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル} エタン - 1 - アミン及びその塩類
- (3) キノリン - 8 - イル = 3 - [(4, 4 - ジフルオロピペリジン - 1 - イル) スルフォニル] - 4 - メチルベンゾアート及びその塩類
- (4) N - (アダマンタン - 1 - イル) - 1 - (シクロヘキシルメチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和3年10月22日

